

に。神別に依羅連。巫部連。高橋連等。みな饒速日命十世孫伊己布都大連之後也。とあり。但高橋連條に十四世孫とあるは異なり。○圓大使主。玉田宿禰の子なり。記に都夫良意富美とあり。雄略紀には圓大臣ノオホヘツキ。この大臣をオホ。葛城圓大使主。補任に葛城圓使主。武内宿禰曾孫。葛城襲津彥孫。玉田宿禰子とあり。さて此人は。葛城に往て葛城圓と云へるにて。大使主又使主は。宿禰など云るも同く美稱なり。意富美と云號の例は。明宮段に。丸邇之比布禮能意富美と云人あり。紀にはこの人を日觸使主と書り。これを以て意富美も同じき事を知へし。言義は大身なるへし。それを使主と書るは。口語の同じさまよに借字にて。使主は。もと韓國に使するものよ稱記傳には或人の號なりと云り。なること既に云り。阿知使主部阿知使主部。その使主に大を添て。大使主と書るは。意富美と三言に訓へきためなるへけれど。記傳にも云れたるか如く。さる例もなき事にて誤なるへし。姓氏錄など。大使主と云名の見えたるも。紛れたるなり。と云れたり。なほ記傳に云れし言とも見るへし。○共執國事。後に置れたる大臣大連などの如く。此四人前つ公として。共に國政を奏しとなり。これを拾芥抄に。執事四人始置之など書せしは。文字に據て云るにて非なり。○磐余池。次文に所謂市磯池なるへし。繼體紀に。都奴婆播符。以箴例能伊開能。美儺矢駄府。萬葉集に。百傳。磐余池爾鳴鴨乎。

三年壬寅

三年冬十一月丙寅朔辛未。天皇泛ヲフマ兩枝船于盤余イサノ市磯池イソノ與皇妃各分

乘而遊宴。膳臣余磯献酒。時櫻花落于御盞。天皇異之。則召物部長眞膽連。詔之曰。是花也非時而來。其何處之花矣。汝自可求。於是長眞膽連獨尋花。獲于掖上室山而献之。天皇歡其希有。即爲宮名。故謂磐余稚櫻宮。其此之緣也。是日改長眞膽連之本姓曰稚櫻部造。又號膳臣余磯。曰稚櫻部臣。

辛未は六日なり。○兩枝船。兼永本枝を岐に作れり。記垂仁段に。二股楳作二股小舟而。浮倭之市師池輕池云々。○市磯池。大和志。十市郡市磯池。古蹟在池内村。而石寸掖上山亦隣于此。とあり。但し掖上は葛上郡な。今廢せり。夫木集。櫻ちる室の山風吹ぬらし。市磯池にあまるしら浪。○膳臣余磯。國造本紀。若狹國造。遠飛鳥朝御代。以膳臣祖佐白米命兒荒磯命。定賜國造。とあり。余磯荒磯同人なり。さて此人は六雁命の裔にて。世々若狹國に住けるか。此氏若狹國に住めりしこと。景行紀に委く云り。允恭天皇御世に至りて。更めて國造と稱に定め玉ひしなり。○櫻花落于御盞。通證云。維時十一月所謂狂花也。俗謂之歸花。とあり。されど今も十一月には。冬至梅とて咲けるもあれば。狂花にはあらし。但し常の年よりは早かりし

なるへし。○物部長眞膽連。天孫本紀なる物部氏の系に見えず。○掖上室山。大和志云。在室村上方。倭名抄葛上郡牟婁。○稚櫻部造。姓氏錄右京神別。若櫻部造。神饒速日命三世孫。出雲色男命之後。四世孫物部長眞膽連。初去來穗別天皇。泛兩枝船於磐余市磯池云々。長眞膽連。賜姓稚櫻部造。和泉に。若櫻部造。饒速日命七世孫。止知尼大連之後也。履中天皇御世。採櫻花一献之。仍改物部連。賜姓若櫻部造。○稚櫻部臣。又云。右京皇別。若櫻部朝臣。阿部朝臣同祖。大彥命孫伊波我牟都。○牟都。通作六。加利命之後也。天武天皇十三年十一月。若櫻部臣賜姓曰朝臣。○記云。亦此御世。於若櫻部臣等。賜若櫻部名。記傳云。書紀にもこゝにも名を賜ふとあるは。初賜へる時は。姓にはあらて號なりけむを。子孫相嗣て遂に姓とはなれるなるへし。と云り。さて此稚櫻部と云を。元より領ける國名にも改め負せて。和加佐と稱ふこととなりしにそあるへきと。信友云り。さらは若狹と云は。本よりの名にはあらず。後の稱を始に回して云りしものなるへし。

四年癸卯  
四年秋八月辛卯朔戊戌。始之於諸國置國史。記言事達四方志。冬十月堀石上溝。

戊戌。八日なり。○始之。類史百四に始之二字なし。○國史。史は文書く人の事なり。それを國史と

云り。國々に文人を置くか故なり。通證に。杜預左傳序。諸侯亦各有國史。史周本紀曰。伯陽讀史記。正義。諸國皆有史。以記事。曰史記。玉篇。史掌書之官也。とあり。○言事は。言と事となり。前漢天文志に。左史記言。右史記事。とあり。○達四方志。通證云。志與誌同。記也。杜預左傳序曰。周禮有史官。掌邦國四方之事。達四方之志。とあり。さて達四方志とは。これも左傳注に。國有四表。故言四方とも。達四方之志者。據己國有事。赴告他國。とあるに依れば。國々にて事ある時には。互に相通聞する事のやうなれとも。此時の詔は國々の風土を記さしめ玉ふか。専ら本旨にそありけらし。故平田翁も此文を引れて。此は風土記と言はされとも。諸國の言と事を記すと有もて。其記せる誌の風土記の體なりけん事知へし。と云れたり。さて其趣を案るに。元明紀に。和銅六年五月。制畿内七道諸國郡鄉名著好字。其郡内所生。銀銅彩色草木禽獸魚蟲等物。具錄色目及土地沃瘠。山川原野名號所由。又古老相傳。舊聞異事。載于史籍言上。とある史籍のさまを記させたまひしなるへし。さてしか纂め記させ給へる誌を。和銅の時に至りて。注進らせ給ひしものと思はれたり。かくておもへは。推古紀二十八年の下に。錄天皇記及國記とある。國記も風土記の類にて。其はしめは此御世より。續々に記さしめ給ひし書なるへし。○石上溝。大和志に。在山邊郡長柄村。今呼布留寺井川とあり。齊明記に。時好興事。迺使水工穿渠。自香山西至石上山。以舟二百隻。載石上山石。順流控引於宮東山。累石爲垣。時人謗曰。狂心渠。と云事あり。これも一なるへし。但しこれには一説あり。

くはしくは齊明紀に云へし。

五年甲辰

五年春三月戊午朔。於筑紫所居三神。見于宮中言。何奪我民矣。吾今慚汝。於是禱而不祠。

於筑紫所居三神。釋云。指筑前宗像三所而言。とあり。式宗像郡宗像神社三坐。天書に五年春三月戊午朔。筑紫宗有神有崇于臥内。上禱不禮。とあり。○何奪我民。十月紀に見えたり。○慚汝。慚集解に辱に作れり。○禱而不祠。重胤云。禱は祈願ふ事也。祠は祭祀を行ふを云ふなり。と云り。禱言のみ白して神を祭祀らす。なほさりにうち過し玉ふなり。天書に不禮とあるも。不祀の誤にはあらざるか。下文に不<sub>レ</sub>治<sub>三</sub>神崇とあるこれなり。

秋九月乙酉朔壬寅。天皇狩于淡路島。是日河内飼部等從駕執轡。先是飼部之黥皆未<sub>レ</sub>差。時居島伊弉諾神託。祝曰。不堪血鼻矣。因以卜之。兆云。惡飼部等黥之氣。故自是後。頓絕以不<sub>レ</sub>黥飼部而止之。

壬寅十八日なり。○河内飼部。河内に馬飼ありしこと。續紀に見えて次に引り。日本靈異記。河内更荒郡馬甘里とあるは。飼部の住るより。里名と成しなるへし。○執轡。轡和名抄轡。久豆和郡真。攏人和名久知止利。○飼部之黥。飼部は上古より。一種の賤民に定め玉ひしか故に。良民との識別のために。黥して使ひ玉ひしものとみえたり。後までも此職を賤めたりし事は。續紀天平十六年。免天下馬飼雜戶人等。勅曰。汝等今負姓人所耻也。所以原免同於平民。但既免之後。汝等手伎如不傳習子孫。子孫彌降前姓。欲卑品。又寶龜元年紀に。天平十二年。左馬寮馬飼大豆飼麻呂。誣告河内國人川邊朝臣宅麻呂男杖代勝麻呂等。編附飼馬。宅麻呂累年披訴。至是始著。因除飼馬之帳。などあり。馬飼の賤民たりしこと知へし。さてこの黥は右の義なれば。上に見えたる墨刑の黥にはあらざれど。こゝに神の惡み玉ひしを見れば。人も厭ひしものなるへし。さるは馬飼部のみにはあらず。かゝる賤民の類は。なへてしかせしものにもあるへし。記の安康段に。面黥老人來曰。我者山代之猪甘也。と云ることもあるにて。おしはからるゝなり。○居島伊弉諾神。式淡路國津名郡伊佐奈岐神社これなり。此神社のことは既に神代紀に云り。今郡家村にあり。一宮にます。○卜之兆云。令義解云。卜者灼龜之也。兆者灼龜縱橫之文也。○不黥飼部。類史に不字なし。さらは黥飼部而止之と訓へし。さてもなほ文面穩かならず。姑本のまゝにてあるなり。○止之は。飼部を黥く事を止たるならめと。猶詳ならず。

癸卯。有<sup>ニ</sup>如<sup>レ</sup>風之聲。呼<sup>ニ</sup>於大虛<sup>一</sup>。曰。劔刀太子王也。亦呼之曰。鳥往來羽田之汝妹者。羽狹丹葬立往。汝妹。此云ニ。儀通毛。亦曰。狹名來田蔣津之命。羽狹丹葬立往也。俄而使者忽來曰。皇妃<sup>カミサリマシメ</sup>薨。天皇大驚之。便命駕而歸焉。スナハチオホキマコトヲツリテカヘリシマフ。

癸卯は十九日なり。○劔刀太子王也。劔刀は太子と言はむとする枕詞なり。上古刀身を比とも云しこと既に云り。こゝも劔に身と云つゝけなり。また或説に刀の身は。鞘を隔てて體に著くるか故に。隔着くと云て。日嗣に云かけたるなり。萬葉四。絶常云者。和備染責跡。焼太刀乃。隔付經事者。幸也吾君。また二鞘之。家乎隔而。懸乍將座。などある。此意なりと云り。さてこの太子王也とある事甚不審し。此時の太子は二年の下に。正月立瑞齒別皇子爲儲君とありて。反正天皇の御事なるは違なし。集解にこれを解て。蓋明年帝崩。太子即位之兆。詳注ニ子釋訓とあれど。天皇の崩坐へき兆に。太子王也とあるへきよしなし。また天書には。癸卯有聲曰。太子皇妃等薨。大驚歸和州とあれとも。太子の薨坐る事他に見えず。又此時太子に立玉ふへき皇子。外にまします。とにかくにおほつかなきを。強て考るに。天皇の御子に。太子に立玉ひしは。本紀には見えねど。こゝにかく太子王とかき。天書にもたしかに太子皇妃等薨とあれば。おしてなかりしとも云かたし。もしくは皇妃の生玉ひし皇子ありて。二

年に瑞齒別皇子とよもに。儲君に立玉ひしか坐しにもあるへし。然るに既に薨坐しかは。其御名も傳はらぬにやありけむ。しかみる時は事なく通ゆるか如し。かにかくに。こゝに太子王と書れたるをおもへは。撰者もなほ日嗣御子をは。太子の御事と爲たるものなることは。明らけし。これは試の考なれば。こゝに記してなほ後人の考を待つものなり。さきに思ひしは。此天皇いまた太子にて坐しほの事にて。此はか事などありて。其ほの事なるを。後の后妃の御上にまかへて。語り傳へしものならむかと思へり。されど矢代宿禰の女黒媛は。太子妃にはなり玉ふへくもあらしとおもへは。なほこれいかになり。但ししか見る時は。羽田之汝妹者云々。とあるには。かなへることくなり。

○鳥往來羽田之汝妹。釋紀に鳥往來欲謂羽田之發語也とあり。羽田之汝妹は。記傳に。上文に所謂葦田宿禰之女黒媛なり。羽田は高市郡波多郷なるへし。其は御母の郷なごにて。皇妃もとて其郷に住給ひし故に羽田之汝妹とは云るなるへし。と云り。釋紀にも。葦原忌寸名姓丸者。大和志に。羽狹山在吉野郡北莊馬佐村上方。とあれと疑はし。按に羽狹は。上古墓地の稱なるへし。名義は谷間にて。山々の谷間に人を葬りしなるへし。さらは輕太子の衣通郎姫に贈り玉へる歌に。幡舎能夜摩の鳩の下泣に泣とあるも。墓地とはなけれど。御歌のさま終焉の地を指せるがごとくに聞ゆ。また武烈紀影媛か。其夫館を葬りし處を。乃樂能婆娑摩備。斯々貳慕能。彌返矩陸御墓黎。とある婆娑摩は。本より墓地なり。また大和の泊瀬を。上古墓地なりと云る説も。其地勢山の谷間なればよく叶へり。故にハサとも云りしを。後にハセと轉じ云りしか。本名波都世と云と一ツになれりしなるへし。ハツセとハセとは。本より名稱は異なる。自から一になれりしなるべし。

さらばこゝも羽狹丹葬立往は。墓地に葬ることとして見るへし。なほよく考へし。○亦日は。亦呼之曰の義なり。或説に亦日以下十七字。校本云。疑細字。分行と云り。されど本のまゝにてよろし。○狹名來田之蔣津之命。未詳ならず。通證に蔣津之命蓋黒媛之別號と云り。重胤云。姓氏錄に薦集造と云るあり。コモツメと訓へきにや。コモツと訓へきにや。もしコモツならば。こゝの蔣津と等しき地名なるへし。と云り。なほ考へし。さて羽狹丹葬立往とは。此時未葬りは爲玉はさりし前なれど。かく豫め論し玉ふは。即神の御告なればなり。

丙午。自淡路至。冬十月甲寅朔甲子。葬皇妃。既而天皇悔之不<sub>レ</sub>治<sub>レ</sub>神<sub>ニ</sub>崇<sub>ニ</sub>而亡<sub>レ</sub>皇妃。更求<sub>レ</sub>其咎。或者曰。車持君行<sub>ニ</sub>於筑紫國。而悉<sub>レ</sub>按<sub>ニ</sub>車持部。兼取<sub>ニ</sub>充神者。必是罪矣。

丙午は二十二日なり。○甲子は十一日なり。○悔之。集解に之字熱田本に據て削れり。されど本のまゝにてもよろし。  
○車持君。姓氏錄に。左京皇別車持公。上毛野朝臣同祖。豊城入彦命八世孫。射狹君之後也。雄略天皇御世。供進乘輿。仍賜<sub>ニ</sub>姓車持公。又見<sub>ニ</sub>攝津。とあり。按に車のこと。駿河風土記に。大己貴命天羽重に乘玉ひしこと。また天書に。天孫降臨の時。玄龍車を賜ひしこと見えたり。これらは聊疑はしきよしもあるを。常陸風土記に。倭武天皇云々車所<sub>レ</sub>經之道。と云ことあり。大日本史氏族志云。據<sub>ニ</sub>本書。雄略

帝以前。已有<sub>ニ</sub>車持君。然不知<sub>ニ</sub>何族。按車持朝臣執<sub>ニ</sub>菅蓋。見<sub>ニ</sub>大嘗祭式。蓋神代遺事。然則有<sub>ニ</sub>車持君。當<sub>レ</sub>在<sub>ニ</sub>雄略帝以前。姓氏錄恐誤。天武紀十三年。車持公賜<sub>レ</sub>姓曰<sub>ニ</sub>朝臣。桓武帝時。越前人外正七位上秦人部武志麻呂。請復<sub>ニ</sub>本姓車持。見<sub>ニ</sub>續紀。朱雀帝時。有<sub>ニ</sub>左衛門番長車持當用。見<sub>ニ</sub>外記日記。後世其族改賜<sub>ニ</sub>宿禰。見<sub>ニ</sub>除目大成鈔。とあり。○按。訓カトリ。次に檢按をカトリと訓るは。谷川氏説に。繼體紀制字訓同し。新撰字鏡に該をよめり。折曲也と見えたり。武部云。字鏡集に勝をカトリ。又ツハメク。又ノハスと訓り。後撰集に。山風に花の香かどふ云々。正義に勾引なりと云り。今人を勾引するをかどはかすと云へる是なり。略人といふも同じ。法曹至要鈔に。勾引人。略賣之。とあり。東の諺に。かみつけの馬かどひといふ事あり。と云り。其意なり。或説に。按は掠の誤ならむと云へるは。しか○車持部。集解に。按類聚抄。上總國長柄郡。越中國新川郡。共有<sub>ニ</sub>車持。由<sub>レ</sub>此考<sub>レ</sub>之。諸國有<sub>ニ</sub>車持部。可<sub>レ</sub>知。只總越二國地名偶存耳。とあり。さることなるへし。悉あるを見れば。筑紫にも處々にありしなるへし。○充神者は。神部等の民の義にて。朝廷より神戸に充おかれたる民戸なり。この神部は。宗像の神戸なること次にみゆ。

天皇則喚<sub>ニ</sub>車持君。以推問<sub>レ</sub>之。事既實焉。因以數<sub>レ</sub>之曰。爾雖<sub>ニ</sub>車持君。縱檢<sub>ニ</sub>按<sub>ニ</sub>天子之百姓。罪一也。既分<sub>ニ</sub>寄于神祇。車持部兼奪取<sub>レ</sub>之。罪二也。則負<sub>ニ</sub>

惡解除善解除。而出於長渚崎。令祓禊。既而詔之曰。自今以後。不得掌筑紫之車持部。乃悉收以更分之。奉於三神。

事既實。實上秘閣本に得字あり。○數之。通證に。當訓世米豆。博雅數責也。とあり。○爾雖車持君は。車持君に屬する部は。此氏の預知所なれどなり。○奪取は。すなはち右に見えたる校るにて。勾引なり。○惡解除善解除。此事既に神代紀に見えて。已に其下に注せり。延曆二十年格に。承前神事有レ犯科レ被贖罪。善惡二被重科一人。とある是なり。集解云。按古犯罪者。科二兩度被。前爲惡被。後爲善被。每被出贖也。と云へり。此説かなへり。○出於長渚崎。攝津志に。河邊郡長洲濱長洲村。或曰。履中紀出於長渚崎。令祓禊。即此。また今錦樂寺。東長洲。中長洲。西長洲。一屬邑。大物。連及。以上五村。とあり。拾遺集相摸。命たに長洲にあらは津國の難波のことも嬉じかるへき。記傳云。これを以見れば。犯ある者の被も。水邊に出てみそきけり。と云れたれど。身禊は水邊ならては爲しかたきものなれば。犯の有無にかゝはる事にはあるへからず。○祓禊。本に禊を禊に作る。今集解に據て正せり。考本には潔とあり。

六年乙巳

六年春正月癸未朔戊子。立草香幡梭皇女爲皇后。辛卯始建藏職。因定藏部。

戊子は六日。○草香幡梭皇后の事。上に既に云るか如く。天皇の御妹なるにはあらず。但し草香とあるを以。なほ御妹なる幡梭皇女をも。雄略紀に草香幡梭姫皇女ともあれば。同皇女ならんとおもふへけれと然らず。此皇后は幡日之若郎女の事なるか。此郎女も草香に坐しものと見て妨なし。かにかくに混れやすし。なほ下にも云。○辛卯は九日なり。○始建藏職。因定藏部。記云。天皇於是是以阿知直一始任藏官。亦給糧地。古語拾遺云。當神武天皇之時。帝之與神。其際未遠。同殿共牀。以此爲常。故神物官物。亦未分明。宮內立藏。號齋藏。令齋部氏永任其職。至後磐余稚櫻朝。三韓貢獻。奕世無絶。齋藏之傍。更建內藏。分收官物。仍令阿知使主與百濟博士王仁。記其出納。始更定藏部。姓氏錄右京諸蕃。內藏宿禰。都賀直四世孫。東人直之後也。令內藏寮頭一人。掌金銀珠玉寶器。錦綾綵毼褥。諸蕃貢獻奇璋之物。年料供進。及別勅用物事。助一人。允一人。大少屬二人。大少主鑰二人。藏部四十人。などありて。此時の藏職は。即後の内藏の始なり。これより後雄略帝の御世に至りて大藏を立つ。即令に所謂大藏省の始なり。さてまた藏部は大藏にも在り。ともに藏の事を掌る官なり。かくて通證云。



あるは。書紀の趣をかつく當國に語り傳へしなるへし。さて生一男と云は。須賣保禮命にあたり。また此國に十河氏高木氏ありて。神櫛王の裔なりといへり。よく考ふべき事なり。と云れたり。○脚昨別。詳ならず。右に引る讚州府志のほかにも書たるものあるか。たつぬへし。脚昨も何郡ならむ。ものに見えず。

三月壬午朔丙申。天皇玉體不念。水土不調。崩于稚櫻宮。時年七十。冬十月己酉朔壬子。葬百舌鳥耳原陵。

丙申十五日なり。○不念。字典に念音豫喜也とあり。不豫と云るに同じ。○崩。記云。壬申年正月三日崩とあり。此紀にては。壬申は仁德帝六十年。又允恭帝の二十一年にあたり。月も日もあはず。○時年七十。四字北野本集解に據て大字とせり。大日本史云。本書立太子下。注。時年十五。崩下注。時年七十。舊事紀同。按天皇年十五立爲太子。則以仁德帝十七年生。崩年七十七。一書矛盾。據仁德帝七年定壬生部之文。其謬誤可知。水鏡爲太子二年十五。即位年六十七。古事記崩年六十四歲。壬申年正月三日崩。神皇正統記六十七。歷代皇紀即位六十四。崩年七十。諸説不一。不可考據とあり。○壬子。四日なり。○百舌鳥耳原陵。式百舌鳥耳原陵。履中天皇。在和泉國大鳥郡。兆城東西五町。南北五町。陵戸五

烟。和泉志に。在大山陵南上石津村。陵畔有墓。有龜冢。乳岡冢。飲酒冢等號と云り。

瑞齒別天皇 反正天皇

漢書高帝紀。曰撥亂世反之正。公羊傳曰。撥亂反正。莫近於春秋。

瑞齒別天皇。去來穗別天皇同母弟也。去來穗別天皇二年。立爲皇太子。天皇初生于淡路宮。生而齒如一骨。容姿美麗。於是有井。曰瑞井。則汲之洗太子。時多遲花落在于井中。因爲太子名也。多遲花者今虎杖花也。故稱謂多遲比瑞齒別天皇。六年春二月。去來穗別天皇崩。

立爲皇太子。本に立爲二字を衍す。今諸本に據て正す。○齒如一骨。記云。此天皇御身之長九尺二寸半。御齒長一寸。廣二分。上下等齊。既如貫珠。○曰瑞井。本に曰を日に誤れり。今正す。記安寧段に淡道之御井宮。仁德段に。旦夕酌淡路島之寒泉。献大御水也。などあると皆一にて。上代より名高く。甚めてたき井にそありけん。さて此井は。集解に淡路人黒田仲維曰。三原郡志知川原村有小社。

名産宮。社前有楠株。徑九尺計。有水深一尺許。大旱不涸云。相傳太神宮產湯汲之。四方注連護之。按所謂瑞井即是謂太神宮產湯者俗傳也。と云り。なほよく聞まほし。○多遲。天皇御名には多遲比とあり。こゝに比字なきは。省きて書るものなるへし。訓にタチヒと訓るに従るへし。○在于井中。本に在を有とあり。集解に在に作るに據て改む。○虎杖花。和名抄草木部。虎杖伊太止里。本草疏云。虎杖一名武杖。内膳式雜菜條に。虎杖三斗とあり。鹽漬にして食ふに堪たりと云り。枕草紙に。いたどりは虎の杖と書たるとか。杖なくともありぬへき顔つきを。などあり。○故稱謂多遲比瑞齒別天皇。記傳云。こゝの傳は事のまきれなり。其は三代實錄十二に。貞觀八年二月。丹遲真人貞峯等上表曰云々。宣化天皇々子加美惠波皇子。生三十市王。十市王生多治比古王。此王生產之夕。忽多治比花飛浮湯沐浴。以之此冥感。名多治比古王云々。此時の古事なるを誤り傳たるなるへし。此天皇は河内の多治比に都敷ませれば。本より其處に住玉ひて。其地の名なることいちしるし。又彼地名は。此天皇より出たるかとも云へけれど。履中の大御歌に。すてに多遲比野とよみ玉へるをや。と云れたるはさることなり。されは此天皇御名も。還りて地名より出たること明けし。然るに信友説に。此天皇淡路宮にて生坐しける時。洗せ奉る井に。多遲比の花の落て在しによりて。多遲比瑞齒別皇子と稱へ奉り。河内に居住玉ひけるか。其地の名をも。即て多遲比と稱せ呼たるなり。其は履中天皇段に。河内に多遲比野といふか見えて。御歌にもよみ玉へるをもて知へし。さて此天皇都於河内丹比。謂之樂樂宮。とあるを思ふに。皇子にて坐しはとよみ。皇太子に立給ひても。なほ其處に住居玉ひつるに。履中天皇崩玉ひて。御世を繼せ玉ひければ。大和に都を改遣らせて。還り玉ふへきを。わつかに即位より六年の正月に崩玉ひければ。其結構はかりにて。いまた成就とこのはさりつるなるへし。と云れたるは。中々にわ

ろかる。姓氏錄右京神別。丹比宿禰。火明命二世孫。天忍男命之後也。男武額赤命七世孫。御殿宿禰。男色鳴。大鳥鶴天皇々子瑞齒別尊。誕生淡路宮之時。淡路瑞井水奉灌御湯。于時虎杖花飛入御湯。中。色鳴宿禰稱天神壽辭。奉號曰多治比瑞齒別尊。乃定多治部於諸國。爲皇子湯沐邑。即以色鳴爲宰。令領丹治部人戶。因號丹比連。遂爲氏姓。舊事紀に。天火明命二世孫天忍男命。大嫂壬部連等祖。五世孫建筒草命。多治比連祖。などあり。記云。爲水齒別命之御名代。定嫂部。

元年丙午

元年春正月丁丑朔戊寅。儲君即天皇位。秋八月甲辰朔己酉。立大宅臣。祖木事之女津野媛。爲皇夫人。生香火姫皇女。圓皇女。又納夫人弟弟媛。生財皇女與高部皇子。

戊寅。二日なり。○即天皇位。大日本史天皇即位下に云。水鏡帝王編年記歷代皇紀皇年代略記。並日時年五十五。按本書天皇享年闕。故不取。とあり。○己酉。六日なり。○大宅臣。本に大を太に作れり。今熱田本與國本及舊事紀に據る。記云。天押帶日子命者。大宅臣之祖也。姓氏錄山城皇別。大宅臣。小野朝臣同祖。河内大宅臣。大春日同祖。天足彥國押人命之後也。天武紀十三年十一月。大宅臣賜姓曰朝臣。東大寺奴婢籍帳に。孝謙帝時。大倭添上郡大宅郷。戶主大宅朝臣。可是麻呂。見えたり。姓氏錄に。大宅水取朝臣と云も見

また。○木事之女云々。記には丸邇之許恭登臣之女都怒郎女とあり。丸邇臣も。大宅臣同祖の氏なれば。一なるへし。姓氏錄大和に。布留宿禰條に。天足彦國押人命七世孫。米餅搗（米餅搗）大使主命後也。男木事命。此人仁德天皇御世とあれは。時代合へり。男市川臣云々。續後紀一。典藏從四位下大宅水取臣繼主等。賜朝臣姓。繼主臣八腹木事命後也。とある八腹木事命も。また同人なるへし。○皇夫人。始て出たれど。此名目も後に皇字を加へしなるへし。皇后皇妃の例なり。○香火姫皇女。記に甲斐郎女とあり。○圓皇女。記に都夫良郎女とあり。○財皇女。記に財王とあり。皇子なり。○高部皇子。記に多訶辨郎女とあり。

冬十月都於河内丹比。是謂柴籬宮。當是時。風雨順。時。五穀成熟。人民富饒。天下太平。是年也太歲丙午。

都於河内云々。この天皇は皇子にて坐々しほとより。この丹比に居住たまへるを。かく記されたるは。恐くは誤なるへし。帝王編年記に。丹比柴籬宮。河内丹比郡。今宮坂上路北室地是也。とあり。河内志に。丹比郡柴籬宮古蹟。在松原庄植田村廣庭神社東北とあり。今中河内郡（舊丹比郡）松原村大字植田と云。○太平。熱田本太を泰に作る。○太歲丙午。年代記を考るに。東晋安帝義熙三年に當る。

五年庚戌

五年春正月甲申朔丙午。天皇崩于正寢。

五年。本に六年に作るは誤なり。今熱田本興國本類史及舊事紀に據る。大日本史にも此を論ひて云はく。本書作六年正月甲申朔丙午。允恭紀首亦云。六年崩。推干支。六年正月戊申朔無丙午。類聚國史作五年正月丙午。舊事紀五年正月甲申朔丙午。按五年歲在庚戌。允恭帝元年在壬子。崩五年。則辛亥年空位。二書所書。與允恭紀位空既經年月之文。足互相證。因定爲五年。とあり。さる事なり。○丙午は二十三日なり。○崩于正寢。記云。天皇御年陸拾歲。丁丑年七月崩。大日本史云。本書享年闕。古事記水鏡神皇正統記等諸書。皆云六十。據此則以仁德帝四十年生。然皇母磐之姬。以仁德帝三十五年崩。諸説不足信。今無所攷。と云り。按るに磐之姬命。淡路國に遊行し事。本書に見えず。三十年秋九月。皇后遊行紀國。到熊野岬。と本書にあれば。其時淡路にも至りましたりけん。さて其處にて。この天皇をば生玉へりしものと見れば。皇后は御子産の事など坐て。生死もしられ給はぬに。天皇は京にて八田皇女に御合坐て。夜晝戯れ遊ひますを聞召して。甚く恨み怒り坐したりけん。かの允恭天皇の皇后忍坂大中姬命か。大泊瀬天皇を産み坐ける夕。天皇藤原宮に幸して。弟姫に御合玉ひしを聞しめして。甚く恨み坐し。産殿を焼て死なむと爲玉ひし事に思ひ合せて。さも有けんと思測り奉られたり。さて磐之姬は。其月に難波に歸り玉ひしかど。都へは入坐さす。遂に御中解けすて。三十

五年六月と云ふに。筒城宮にて薨じ玉へれば。三十年より三十五年までの間に。この天皇を生み玉ふまじきなり。さて三十八年には。八田皇女皇后と成り玉へり。これらの年立によれば。此天皇御年七十歳になり玉ふへし。さて記の丁丑年は。允恭天皇二十六年にあたり。かにかくに考ふべきよしなし。○正寝は。公羊傳に。路寢者何正寝也。何休曰。公之正居也。とあり。或人云。正寝は大殿にて。夜御殿を申せり。天子の御寢坐所なること。年中行事歌合をはじめ。源氏桐壺及中昔の書に見えたり。此御殿には。劍璽を安奉れること。禁秘御抄に記し玉へれば。此にて崩玉ふは如何と思へど。素より御寢所なれば憚なきにや。正寝とは支那國にて。高寢路寢小寢など名け。王公らか居所なる由を借たる字なり。と云へり。

### 日本書紀卷第十二終

昭和五年三月十日印刷  
昭和五年三月十五日發行

(日本書紀通釋 全六冊 非賣品)

不許復製	著作者	飯田武郷
	相續者	飯田季治
	發行者	東京市小石川區竹早町三十二番地 川俣馨一
	印刷者	東京市小石川區久堅町百〇八番地 君島潔

發行所  
東京市小石川區竹早町三十二番地  
内外書籍株式會社

電話口東京 八九六〇番  
電話小石川 (85) 一〇五四番  
三二六九番

共同印刷株式會社印刷



終